

令和5年度沖縄県国民保護共同図上訓練実施計画（概要）

1 目的

事態認定前後の避難実施要領案等の検討及び認識共有を行い、国民保護措置の実行性の向上を図る。

2 訓練内容

(1) 日時・場所

- ・ 令和6年1月30日(火)13:00~16:30
- ・ 沖縄県庁5階危機管理センター、一部オンライン

(2) 主要訓練項目

事態認定前の住民避難の検討に重点を置き、関係機関等連絡調整会議運営訓練を実施する訓練項目を実施する。令和4年度の訓練検討を踏まえ、「避難に係る検討会」等で整理・検討してきた先島諸島の住民避難の考え方等について、事態認定後の住民避難を見据えた関係機関等連絡調整会議を模擬し、検討状況を確認する。

3 訓練参加予定機関・団体

沖縄県、市町村（宮古島市、多良間村、石垣市、竹富町、与那国町）、内閣官房、消防庁、国土交通省、沖縄総合事務局、沖縄県警察、指定（地方）公共機関、海上保安庁、第十一管区海上保安本部、防衛省、沖縄防衛局、自衛隊等（そのほかオンライン参加機関を含む）

4 内容

(1) 訓練想定

ア 国は、我が国周辺的情勢悪化に伴い、万一の事態に備え、事前に関係する各地方公共団体（沖縄県含む）及び指定公共機関等の関係機関と接触を開始。（国は、先島諸島の市町村を県外避難の要避難地域に、九州各県及び山口県を避難先地域に、それぞれ指定する可能性があるかと判断。）

イ 県は、沖縄県危機管理対策本部を設置し、先島諸島市町村及び関係機関と避難に関する各種調整を開始。

ウ A国から日本への武力攻撃の可能性の示唆等もあり、政府は最悪の事態に備え武力攻撃予測事態を認定。

※国民保護に係る連携等について訓練するための仮定の想定であり、特定の事態を想定したものではない。また、政府の対応の流れも実際には事態によって一様でない。

5 訓練の中止について

(1) 訓練前及び訓練中において、自然災害の発生等、危機事象が発生した場合には、国及び関係市町村と協議の上、本訓練を中止する。

(2) 中止判断基準

次のいずれかに該当する場合、訓練を中止又は縮小する。

ア 県内に警報級の大雨・洪水等や地震・津波等の危機事象が発生し、又は発生するおそれが生じたため、当該緊急事態に対処（災害警戒本部又は災害対策本部を設置）する必要がある場合

イ 北朝鮮による弾道ミサイル技術を用いた衛星発射事前通告などその他訓練実施が困難と予想される事態が発生した場合